

国民年金だより

令和6年2月20日 発行
発行 福生市
編集 市民部保険年金課
〒197-8501
福生市本町5番地
☎ 042-551-1670（直通）

～国民年金制度は、高齢になった時やいざという時に、
働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです～

● 20歳になつたら国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。20歳になつた方には、日本年金機構が国民年金に第1号被保険者として加入することをお知らせします。（※厚生年金に加入している方を除く）

国民年金の保険料は、1か月当たり16,520円です。（令和5年度）



● 日本の公的年金制度は2階建て構造

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金ともいいます）と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金の、2階建て構造になっています。つまり会社員・公務員の方は、2つの年金制度に加入していることになります。

● 3つの安心

年金は「お年寄りのためのもの」と思いがちですが、実は若い人にも大切です。「老齢年金」のほか、若くても万が一の時は「障害年金」や「遺族年金」も受け取れます。（※保険料の未納があると受給できないことがあります）

1 老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を亡くなるまで受け取ることができます。

また、厚生年金に加入していった方には「老齢厚生年金」が上乗せされます。

国民年金、厚生年金ともに保険料を納めた期間が長いほど、老後に受け取る年金受給額も多くなります。



2 障害年金

病気やけがで障害が残った時、障害の程度に応じて国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

また、厚生年金に加入している方には「障害厚生年金」が上乗せされます。

◎障害基礎年金では子の加算、障害厚生年金では配偶者の加算があります。



3 遺族年金

一家の働き手が亡くなった時、子のある配偶者、または子は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

また、亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が支給されます。



● 国民年金保険料の納付方法

日本年金機構から郵送される納付書「領収（納付受託）済通知書」により金融機関、郵便局の窓口、コンビニエンスストアで納められます。また、口座振替やクレジットカード納付、電子納付、スマートフォン決済アプリで納付することもできます。

なお、保険料を前納した場合は、その期間と納付方法に応じて割引されます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



● 国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合

保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請する年度の前年の所得に基づいて審査されます。

なお、失業などを理由とする場合は、その方のみ前年の所得を算入せずに審査できる場合があります。

また、免除制度等は原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。納付が困難な方のほか、この期間に未納がある方も是非ご相談ください。

納付が困難な方のための 保険料免除制度

所得（※）に応じて、保険料の全額または一部（4分の1・半額・4分の3）が免除になります。
※申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれが所得基準に該当することが必要です。



50歳未満の方のための 納付猶予制度

世帯主の所得が基準額を超えていても本人が50歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。



学生のための 学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の学生の方は、申請により在学期間中の保険料を社会人になってからなど後から納めることができます。



国民年金 Q&A

Q 20歳になった時、日本年金機構から送られた基礎年金番号通知書をなくしてしまいました。再発行はできますか？

A 第1号被保険者の方は、市役所保険年金課へ申請してください。約1か月後に日本年金機構から郵送で届きます。第2号被保険者の方は勤務先、第3号被保険者の方は配偶者の勤務先へ申請してください。

Q 20歳になった大学生の息子も国民年金に加入し、保険料を納めるのですか？

A 国民年金には、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方はすべての方が加入することになっていますので、学生の方であっても加入し、保険料を納めることができます。ただし、保険料の納付が困難な時には「学生納付特例制度」がありますのでご相談ください。

Q 出産前後の保険料の免除制度があると聞いたのですが。

A 出産日が平成31年2月1日以降の第1号被保険者の方を対象に産前産後の一定期間、保険料の免除制度があります。出産とは妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶された方も対象です。また、既に別の免除や前納した方も手続きが必要ですので市役所保険年金課へ申請してください。



Q 国民年金の保険料を1か月分納めると年金額にはどれくらい反映されるのですか？

A 令和5年度において満額の老齢基礎年金の年金額は、年額795,000円です。これを加入可能月数の480月で割った金額は、年額約1,656円となり、この金額が保険料を1か月分納めると年金額に反映されます。

Q 会社を辞めたのですが、国民年金は払わなければならないのでしょうか？

A 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。退職日のわかる書類、本人確認ができる証明書類を持参のうえ、市役所保険年金課へ届け出してください。なお、国民年金保険料の納付が経済的に困難な方の免除申請は通常、前年の所得により審査されますが、失業を理由とした特例の免除申請ができる場合がありますので、ご相談ください。

Q 将来受け取る老齢年金の金額を増やす方法はありますか？

A 定額の国民年金保険料とあわせて付加保険料（月額400円）を納付することで、付加年金が年額で「200円×納付月数」加算されます。例えば、付加保険料を20年（240か月）納付すると96,000円支払うことになりますが、受給額は年額48,000円となります。つまり、2年間受け取ると元が取れることになり、たいへんお得です。なお、第3号被保険者の方、国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付することができません。

● 「ねんきんネット」をご活用ください

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を24時間いつでも手軽に確認できるサービスです。ご自身の年金記録や将来の年金見込額の確認だけでなく、各種通知書の確認や再交付申請などが可能です。

◆こんな時には「ねんきんネット」

将来受け取る年金見込額が知りたい！

自分の年金記録を確認したい！

電子版「ねんきん定期便」について知りたい！

年金振込通知書などの通知を確認したい！

◆「ねんきんネット」できること

- ・ご自身の年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の確認
- ・電子版「ねんきん定期便」の確認
- ・届書の電子申請
- ・年金の支払いに関する通知書の確認
- ・国民年金保険料に関する通知書の確認
- ・電子版「被保険者記録照会回答票」の確認
- ・「ねんきんネット」による追納等可能月数と金額の確認
- ・通知書の電子データをマイナポータルで受け取る設定
- ◆その他の便利な機能
- ・源泉徴収票、社会保険料控除証明書等の再交付申請・免除、追納、口座振替納付等各種届出の作成印刷・私の履歴整理表作成など

※「ねんきんネット」には事前登録が必要です。

登録方法については、日本年金機構のホームページをご覧ください。



お問い合わせ

◆福生市役所 保険年金課 保険年金係
☎ 042-551-1670(直通)
◆青梅年金事務所
☎ 0428-30-3410
◆ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
(050から始まる電話からは☎ 03-6700-1165)



国民年金相談

福生市役所では、年金相談員による「国民年金相談」を行っています。お気軽にご相談ください。
(来庁の際は、本人確認ができるものをお持ちください。)

◆相談日：月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
◆時間：午前9時～正午、午後1時～4時
◆場所：市役所1階5番、保険年金課窓口